

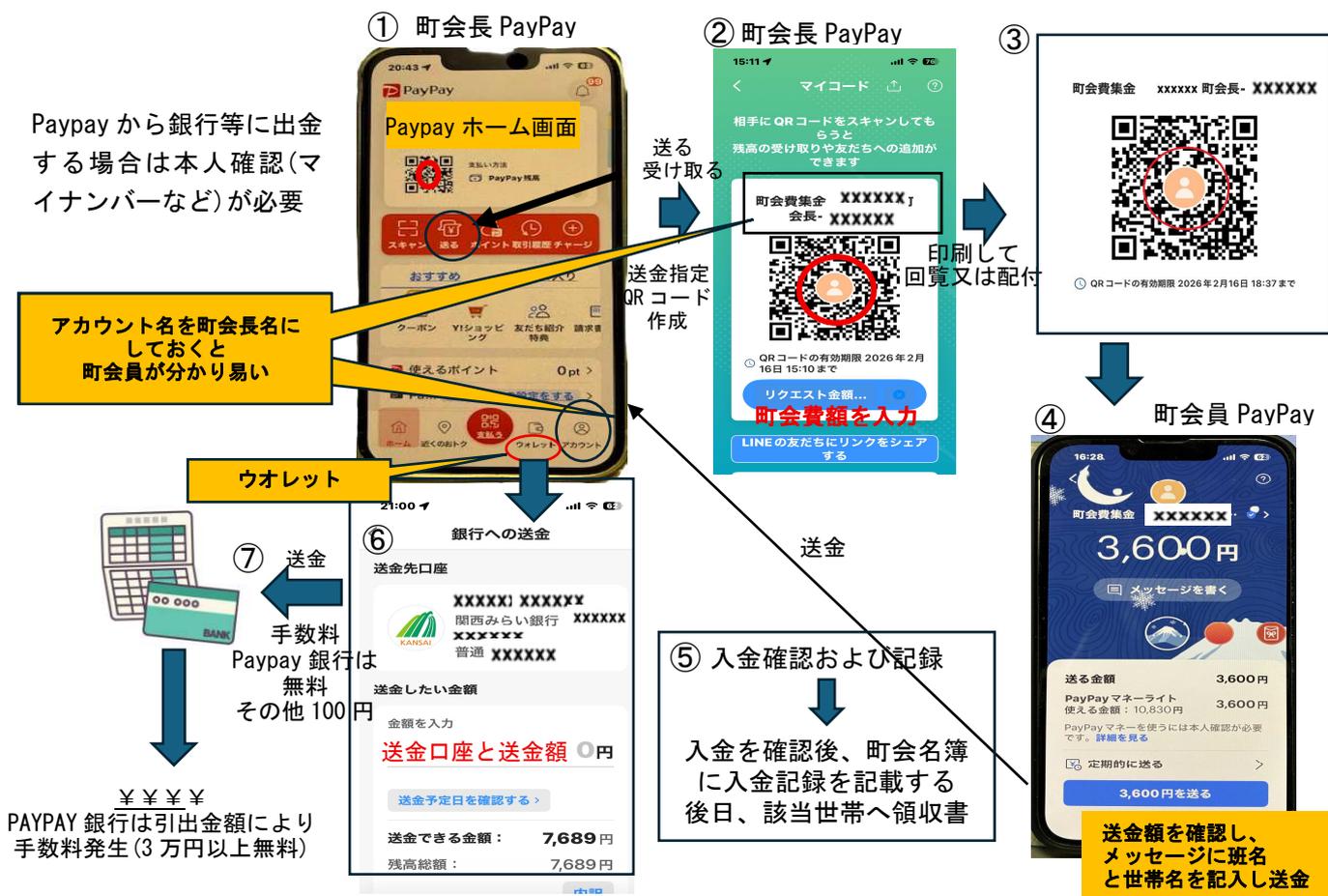
1. 目的

町会費集金における班長などの負担軽減および利便性向上を目的として、スマートフォン決済アプリ「PayPay」を利用した集金方法について、試験的に実施し、その有効性および課題を検証する。

2. 前提条件

- ・町会員がスマートフォンを所有し、PayPay を利用できること。
- ・集金者は町会長または会計担当者とし、スマートフォンを所有していること。
- ・集金者は PayPay アカウントおよび PayPay 銀行口座を作成し、本人確認にマイナンバーカードを使用して登録可能であること。

3. 集金から現金化



4. 課題および留意事項

- ・集金者は個人の PayPay 口座と併用するため、町会資金と個人資金の管理を厳密に区別する必要がある。
- ・利用にあたっては町会員の理解と承諾を得ることとする。
- ・高齢者等、スマートフォン操作が困難な方については従来どおり現金での集金を継続する。(健康確認など)

5. 今後の対応

試験実施の結果を踏まえ、問題点を整理し、本格導入の可否について改めて協議する。また、町会既約で集金に関して、以下のように、既定する。

第〇条

町会費については、現金集金・銀行振込みでのお支払いに加え、スマートフォン決済アプリ「PayPay」によるお支払いも可能とする。ただし、PayPay は個人の本人確認が必要な仕組みのため、やむを得ず会計担当者の PayPay アカウントで一時的に受領し、受領後は速やかに町会口座へ入金し、会計帳簿に記録する。

本日は、町会費の集金方法の見直しについて、ご説明します。

まず、現状の課題です。

現在、班長さんに町会費の集金をお願いしていますが、精神的・時間的な負担が大きくなっています。
また、現金を扱うことによる事故やトラブルのリスクもあります。
さらに、不在の世帯が増えており、何度も訪問しなければならない状況も見られます。

このままでは、班長のなり手不足につながる可能性もあります。

次に、改善の考え方です。

支払い方法を一つに限定せず、
住民の方が選べる仕組みにしたいと考えています。
無理にデジタル化を進めるのではなく、
できる方から段階的に切り替えていく考え方です。

具体的な支払い方法の案です。

一つ目は、銀行振込を基本とします。
二つ目は、希望される方にはPayPayなどのキャッシュレス決済を認めます。
三つ目として、振込が難しい方については、
従来どおりの集金方法を残します。

ここで、Paypay を使って、手数料を削減した方法を紹介します。